

第2次豊能町ごみ処理基本計画
概要版

平成29年3月

豊 能 町

第1章 総論	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 本計画の位置づけ.....	1
3. 計画の目標年度.....	1
第2章 ごみ処理に係る現状.....	2
1. ごみの発生量および資源回収の量.....	2
2. 住民アンケート調査.....	3
第3章 ごみ処理に係る課題.....	4
1. 排出抑制	4
2. 資源化	4
3. 収集・運搬	4
4. 中間処理・最終処分.....	4
第4章 ごみ排出量の将来予測.....	4
第5章 ごみ処理基本計画.....	5
1. 基本理念	5
2. 基本方針	5
3. 減量と資源化の目標.....	5
4. 目標達成に向けた施策.....	7
(1) 施策の体系	7
(2) 重点施策の内容.....	8
5. 施策推進にあたって.....	9
6. 計画の進行管理.....	9

第1章 総論

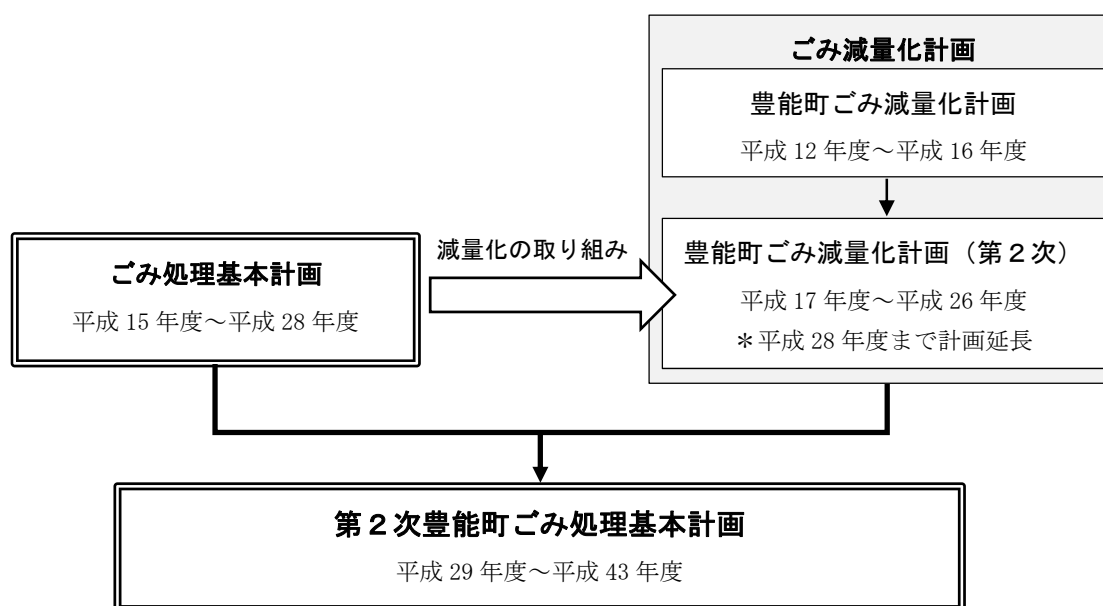
1. 計画策定の趣旨

ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本計画となるものであり、ごみの排出抑制およびごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

2. 本計画の位置づけ

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」に基づき策定するもので、市町村のごみ処理にかかる基本的な方向性や方針となる計画で、長期的・総合的な視点で、ごみの発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための計画です。

また、本計画は平成23年3月に策定された「第4次豊能町総合計画」の分野別計画であり、本町における今後の廃棄物処理行政を推進するための行政計画としての性格を有します。



【ごみ処理基本計画とごみ減量化計画の関係】

3. 計画の目標年度

本計画は平成29年度を計画の初年度とし、15年後の平成43年度を目標年度とし、5年ごとの平成33年度と平成38年度に見直しを行います。

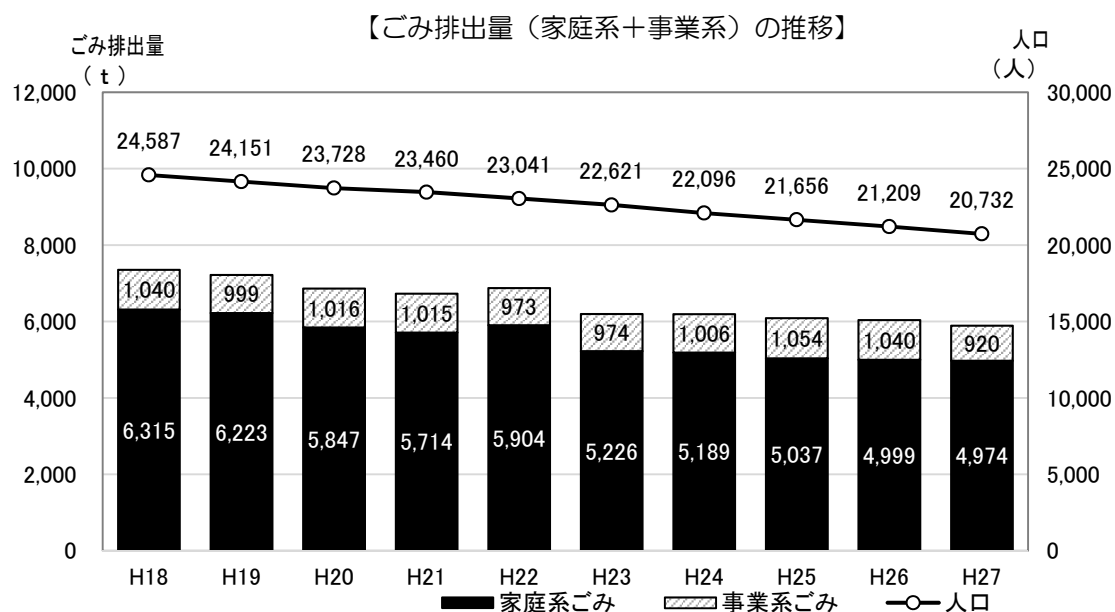
また、社会情勢の急速な変化や法制度の改正に伴い、必要に応じて見直しを行います。

第2章 ごみ処理に係る現状

1. ごみの発生量および資源回収の量

①ごみ排出量の推移

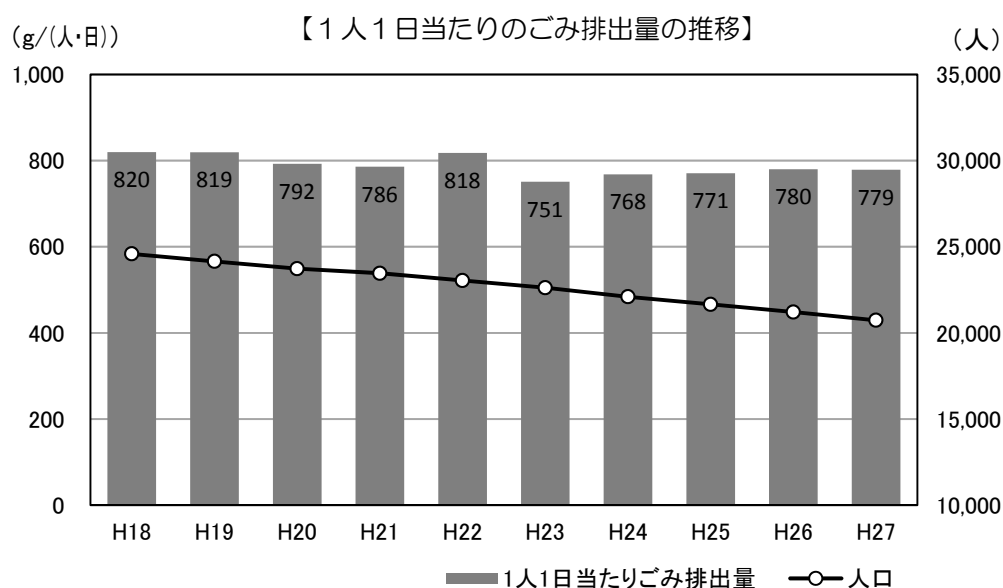
ごみ排出量は人口減少の影響もあり、全体的には順調に減少傾向にあります。なお、平成23年度から粗大ごみが有料化されたことで、有料化実施前に粗大ごみ量が増加しています。



②1人1日当たりのごみ排出量

平成27年度の1人1日当たりのごみ排出量は779g/(人・日)、集団回収を含む1人1日当たりの総排出ごみ量は888g/(人・日)です。

平成23年度までは減少傾向にありましたが、近年は横ばいから微増傾向にあります。

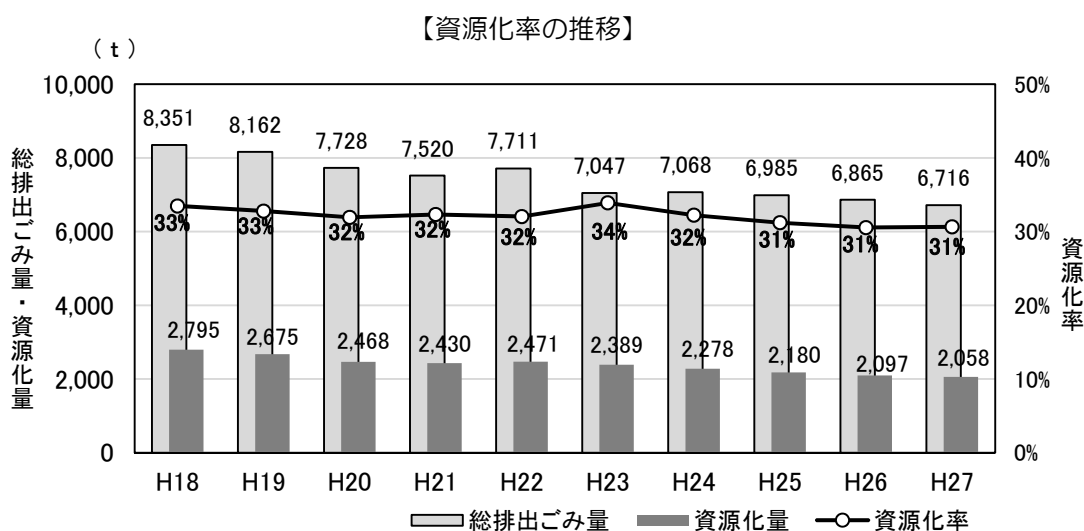


③資源化量の推移

資源化量は減少傾向にあり、平成 18 年度の約 2,800 t から近年では約 2,000t まで減少しており、とくに紙類と金属類の減少が著しくなっています。

紙・布類が中心となる直接資源化分および施設資源化分が重量的には多く、ペットボトル、容器包装プラスチック類、金属類、ガラス類が中心となる施設資源化分は比較的重量が少ないといえます。

総排出ごみ量に占める資源化量の割合である「資源化率」は、近年、総排出ごみ量が減少傾向にもあることから、横ばいから微減傾向となっています。



2. 住民アンケート調査

住民のみなさんのごみ処理に関する実情やご意見をお聞かせいただき、住民のみなさんとの意識の一致点と相違点を明確にして、今後のごみ処理施策の精度を高めるためにアンケート調査を実施しました。

その結果、「古紙や古布を集団回収に提供」「マイバッグの持参（レジ袋拒否）」「生ごみの水分を切る」をはじめ、現状でもごみの減量・資源化に取り組まれており、今後もこれらの項目を積極的に取り組むべきと考えておられることがわかりました。

【調査方法と回収結果】

調査対象者	豊能町内在住の 20 歳以上の方 1,000 人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成 28 年 4 月 12 日（火）～4 月 27 日（水）
回収結果	521 人（回収率 52.1%）

第3章 ごみ処理に係る課題

1. 排出抑制

家庭系ごみのごみ質調査や事業系ごみの実態把握などを通し、ごみの排出抑制策をさらに追及するとともに、今後はより積極的に情報提供を進めることで、ごみの排出抑制が図られることが期待されます。

2. 資源化

ほとんどの方が分別に取り組まれています。ごみ質調査の結果から、より適正な分別に取り組むことで、更に資源化できる余地はあります。また、不燃ごみに含まれる小型家電製品の別途拠点回収を行うなど、新たな資源化の方法を検討していく必要があります。

3. 収集・運搬

本町の財政状況やごみ量など様々な状況を踏まえると、より効率的な収集運搬に向け、将来的には民間委託を検討する必要があります。

4. 中間処理・最終処分

今後も施設の性能が十分に発揮され、効率的・安定的な管理運営が行われるよう町と国崎クリーンセンターを管理する猪名川上流広域ごみ処理施設組合が連携しながら取り組みを進める必要があります。

第4章 ごみ排出量の将来予測

目標年度（平成43年度）までのごみ排出量は、「豊能町人口ビジョン」における将来人口（国立社会保障・人口問題研究所の平成24年1月推計値採用）と、過去10年の1人1日あたりのごみ発生量（g/(人・日)）の実績をもとにトレンド法等を用いて算定した推計値から以下のように予測しました。

【豊能町の将来ごみ量(年間)推計値】（単位：t）

年度	ごみ				家庭系 ごみ 計	集団 回収量	事業系 ごみ	備考
	可燃 ごみ	粗大 ごみ	不燃 ごみ	資源 ごみ※				
H28	3,445	150	165	1,032	4,792	793	963	推 計 値
H29	3,433	163	165	973	4,734	785	960	
H30	3,418	175	164	917	4,674	777	956	
H31	3,401	185	164	863	4,613	768	951	
H32	3,382	195	163	811	4,551	760	947	
H33	3,357	204	162	761	4,484	750	940	
H34	3,330	212	161	713	4,416	740	932	
H35	3,301	220	160	668	4,349	729	924	
H36	3,270	227	159	624	4,280	719	916	
H37	3,238	233	157	582	4,210	709	907	
H38	3,199	238	156	542	4,135	697	897	
H39	3,159	242	154	503	4,058	685	886	
H40	3,117	246	152	466	3,981	673	874	
H41	3,074	250	150	431	3,905	661	862	
H42	3,030	253	148	398	3,829	649	850	
H43	2,980	254	146	365	3,745	636	836	

※資源ごみ＝空きビン、空きカン、紙類等、容器包装プラスチック類、ペットボトル、植木剪定くず、食用廃油、蛍光灯、乾電池

第5章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念

私たちが将来にわたり良好な地球環境を継承していくには、地球の限りある資源を大切に使い、環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な「循環型社会」を構築することが求められます。

本町においては、これまでダイオキシン問題を発端として、住民・事業者・行政がそれぞれの立場で少しでもごみを減らしていくという意識を持ち、環境にやさしいライフスタイルに転換していくために取り組んできました。

このため本計画においても引き続き、住民・事業者・行政が、ごみの減量・資源化という目標を共有し、それぞれの立場で取り組めることを見直しながら、連携と協働に取り組み、さらなる「循環型社会」の構築をめざします。

住民・事業者・行政の連携と協働で進める
循環型社会の構築

2. 基本方針

本町における基本方針を以下のように定めます。

- (基本方針1) 4Rの推進
- (基本方針2) 連携・協働による取り組みの実践
- (基本方針3) 環境負荷の低減

3. 減量と資源化の目標

本計画における目標設定の考え方については、「豊能町ごみ減量化計画（第2次）」の目標設定の考え方を継承しつつ、

- ①減量目標として「1人1日あたりのごみ排出量を750g以下に減量する」
- ②資源化目標として「生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収、店頭回収）の50%以上の資源化をめざす」

の2つの目標を設定します。

「減量目標」

1人1日あたりのごみ排出量を 750g以下に減量する

「資源化目標」

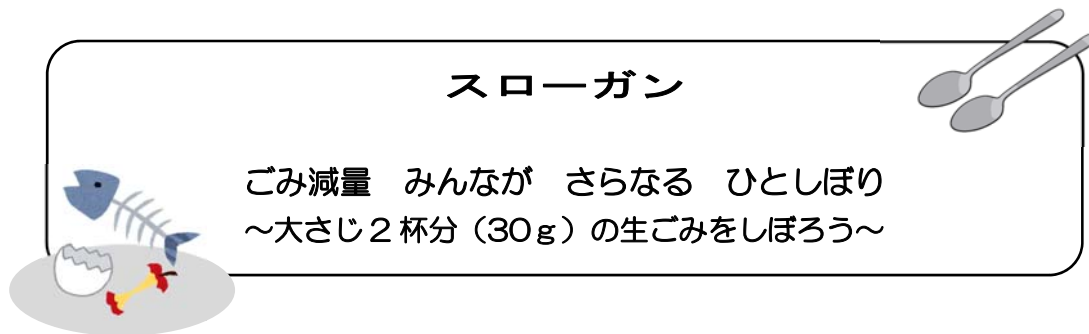
生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収、店頭回収）の 50%以上の資源化をめざす

【減量目標、資源化目標の現状と目標値】

	現状 (平成 27 年 (2015))	見直し年度		将来目標 (平成 43 年 (2031))
		見直し① (平成 33 年 (2021))	見直し② (平成 38 年 (2026))	
「減量目標」 1人1日あたりのごみ 排出量を 750g 以下に 減量する	779 g / (人・日)	768 g / (人・日)	759 g / (人・日)	750 g / (人・日)
「資源化目標」 生活系ごみの 50%以 上の資源化をめざす	33.7%	39.8%	44.9%	50%以上

本計画における目標値の達成に向けて、住民が共感でき、まちぐるみでごみを減らすための行動につながるスローガン（合言葉）を設定し、広報や各種イベントを通じて、住民への周知を図ります。

とくに前述の「減量目標」の達成を重視し、日常の排出行動における住民のみなさんの少しの心がけで、減量につながる「生ごみの水切り」に焦点を当て、以下のようなスローガンを掲げます。



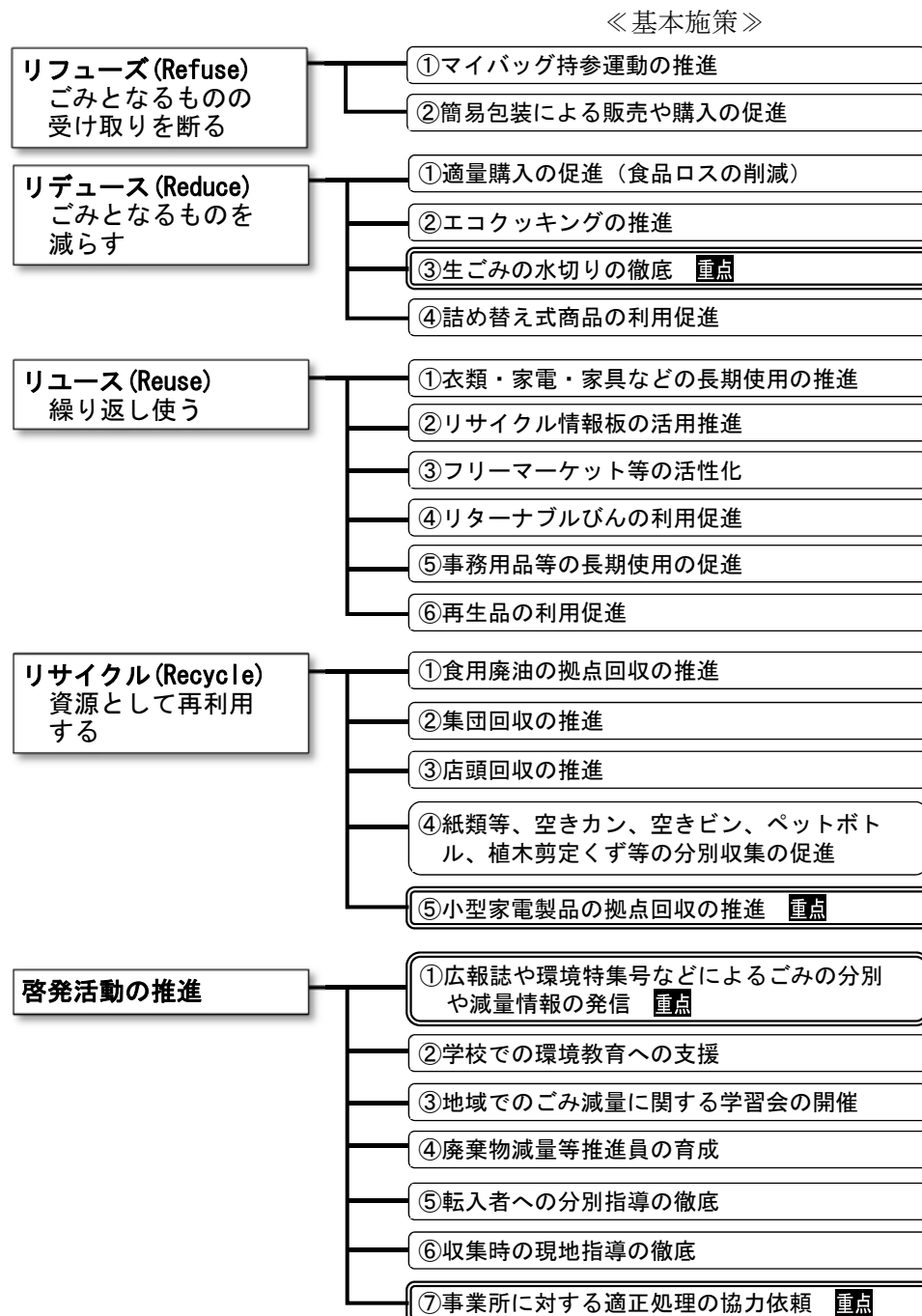
また、「資源化目標」については、ダイオキシン問題に係る公害調停（平成 12 年 7 月 成立）における調停条項である「一般廃棄物の総量を平成 17 年 3 月末日を目途に、平成 10 年度の収集量の 50%以下に削減するよう努める」という趣旨をふまえ、実現の可能性を含めて、「生活系ごみの 50%以上の資源化をめざす」こととします。

目標達成のための具体的な取り組みとしては、可燃ごみの中に混入している資源（紙類や容器包装プラスチック類）を住民のみなさんに適正に分別していただくための、ごみ分別種別検索システムの導入を検討するほか、不燃ごみの中に含まれる小型家電製品を拠点回収することにより、資源化を図ります。

4. 目標達成に向けた施策

施策の方向性については、さらなる分別の徹底を前提として、目標の達成をめざして、これまでの計画、特に「豊能町ごみ減量化計画（第2次）」の基本的な考え方を引き継ぐものとします。

(1) 施策の体系



★重点施策について

「1人1日当たりのごみ排出量を750g以下に減量する」とする『減量目標』と「生活系ごみ（家庭系ごみと集団回収、店頭回収）の50%以上の資源化をめざす」という『資源化目標』の2つの目標を達成するため、とくに優先して取り組むべき施策を、**重点施策**として設定しました。**重点**施策については、『(2)施策の内容』で施策を実行していく際の具体的方法についても検討します。

(2) 重点施策の内容

【リデュース(Reduce)ごみとなるものを減らす】

③生ごみの水切りの徹底…………… (行政、住民) **重点**

《行政》広報誌や町ホームページ等で、「生ごみの水切りのさらなるひとしぼり」を重点的に啓発するとともに、各種イベントで生ごみの水切り方法を紹介するなど、行政からの多様な情報発信を行い、実施を徹底します。

《住民》「生ごみの水切りのさらなるひとしぼり」を実践するなど、生ごみの水切りの徹底に努めます。

◆施策の具体的実行方法

＜行政＞ごみ減量のスローガンを記載した啓発用のぼりの公共施設等への設置や、各種イベント時での水切り方法の実演に取り組みます。

【リサイクル(Recycle)資源として再利用する】

⑤小型家電製品の拠点回収の推進…………… (行政、住民) **重点**

《行政》希少金属（レアメタル）のリサイクルを行うため、小型家電製品の拠点回収に向け取り組みます。

《住民》小型家電製品の拠点回収に協力します。

◆施策の具体的実行方法

＜行政＞本庁、吉川支所のほか、中央公民館と西公民館に回収BOXを設置します。同時に住民に向けた周知活動と啓発活動を展開し、小型家電製品の拠点回収の周知を図ります。

【啓発活動の推進】

①広報誌や環境特集号などによるごみの分別や減量情報の発信

…………… (行政、住民) **重点**

《行政》ごみの分別や減量に関する情報について、広報誌や環境特集号をはじめ、町ホームページの掲載内容を強化することで、より積極的に発信します。

《住民》行政が提供する情報を基に分別や減量に積極的に協力します。

◆施策の具体的実行方法

＜行政＞広報「とよの」、環境特集号、町ホームページを活用し、ごみの分別や減量情報等をタイムリーにわかりやすく発信することに努めます。
特に町ホームページにおいて、ごみ分別の種別判断が容易にできるような検索システムの導入に向けて取り組みます。

⑦事業所に対する適正処理の協力依頼…………… (行政、事業者) **重点**

《行政》町内の事業所に対し、適正処理を行うよう協力を依頼します。

《事業者》ごみの適正処理、資源化に努めます。

◆施策の具体的実行方法

＜行政＞町内事業所のごみの分別・排出状況を聞き取るなどして確認し、適正なごみの分別・排出に協力を求めています。また、行政もごみの減量に努めます。

5. 施策推進にあたって

(1) 住民・事業者・行政の連携・協働による取り組みの実践

ごみの減量・資源化の施策推進のためには、住民・事業者が日々の生活の中での意識と行動、そして行政の継続的な啓発活動が欠かせません。このため、住民・事業者と行政の連携・協働により取り組んでいきます。

また、家庭や事業所から適正に排出されたごみの収集運搬および適正処理については、安定性や効率性の確保に努めるとともに、環境負荷の低減を視野に入れて取り組みます。

(2) 広域連携の強化

①猪名川上流広域ごみ処理施設組合との連携

ごみの収集方法およびリサイクル方法について調整を図ります。また、リサイクルプラザの利用を促進し、ごみ減量と資源化の推進について組合と連携を図ります。

②豊能郡環境施設組合との連携

ダイオキシン関連事業の終結をめざして組合と連携を図ります。

③近隣自治体との連携

猪名川上流広域ごみ処理施設組合を構成する1市3町で連携して、ごみの減量・資源化を推進します。

また、平成27年7月に「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書」を締結しており、災害等の発生時にはその協定に基づき、廃棄物の適正な処理をめざします。

(3) ごみ収集の有料化について

ごみ収集の有料化については、平成20年の豊能町廃棄物減量等推進審議会において「ごみ排出量の減量と資源化の推進、ごみ排出量に応じた負担の公平化、財政負担の軽減などを目的として、家庭系ごみの有料化を導入し、循環型社会の形成をめざしていくことが適当である」との答申が出ています。この答申に基づき、平成23年度から粗大ごみの有料化を開始しました。

可燃ごみ、不燃ごみの有料化については、今後のごみ排出量の推移や減量・資源化目標達成状況を見極めるとともに、社会情勢や近隣自治体の動向をみながら、慎重に検討します。

6. 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルに基づき、施策の進捗状況や目標値を定期的に点検し、継続的な改善を行っていきます。

とくに計画開始から5年後（平成33年）および10年後（平成38年）においては、計画の見直しを行い、社会情勢に応じた新たな施策および重点施策の設定、文言等の追加、変更を図ります。その際は、全体目標値の達成状況や重点施策の年次の状況等を検証するとともに、その効果について評価します。

進捗状況についての点検、評価・検証の結果、これを受けた計画の改善については、広報誌や町ホームページを通じて住民に広く公表します。



第2次豊能町ごみ処理基本計画（概要版）

平成29年（2017年）3月 発行

豊能町 建設環境部 環境課

〒563-0103 豊能町東ときわ台1-2-3 吉川支所内2階

TEL : 072-736-1190

E-mail : kankyou@town.toyono.osaka.jp